

# 千代田区 建築物の耐震化促進助成制度のご案内

令和3年4月時点

区では、千代田区内に存する建築物の耐震診断や補強設計に要する費用を助成することにより、地震時における建築物の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを目指して取り組んでいます。

本助成制度の積極的な活用をお願いいたします。

## 対象となる建築物

千代田区内に存する民間建築物で、次の各号に該当する建築物が対象です。  
詳しくは窓口でご相談ください。

- (1) 木造以外の建築物
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認を得た建築物
- (3) 原則として、建築基準法に適合している建築物

## 対象となる所有者

- (1) 個人（個人事業主の方はお問い合わせ下さい）
- (2) 中小企業基本法に定義される中小企業者相当である者

## 1. 耐震診断

耐震診断に要する費用に対して、道路の種類に応じて、下表の助成率・助成限度額の範囲で助成します。（緊急輸送道路については、裏面をご確認ください。）

緊急輸送道路沿道		一般道路沿道	
助成率	助成限度額	助成率	助成限度額
4/5	400万円	2/3	265万円

## 2. 補強設計

補強設計に要する費用に対して、道路の種類に応じて、下表の助成率・助成限度額の範囲で助成します。（緊急輸送道路については、裏面をご確認ください。）

緊急輸送道路沿道		一般道路沿道	
助成率	助成限度額	助成率	助成限度額
2/3	500万円	1/3	250万円

※補強設計に要する費用は、2,000円/m<sup>2</sup>を限度とします。

## 緊急輸送道路

東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路（下図参照）

詳細は、東京都耐震ポータルサイト(<http://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>)  
で確認してください。



### 【ご注意ください】

- ※耐震診断・補強設計の契約は、必ず交付決定後（着手年度の事業費が0円の場合は事業計画承認後）に行ってください。
- ※助成対象費用には、消費税を含みません。
- ※助成金額は、千円未満を切り捨てて算出します。
- ※申請には、三者の見積りが必要です。
- ※耐震診断は、二次診断以上まで行ってください。
- ※耐震診断・補強設計共に、第三者機関の評価が必要です。
- ※オーナー住戸を含む建築物の耐震改修・建替えの場合は、「住宅付建築物の耐震化促進助成制度」をご利用いただけます。
- ※申請の際は、必ず事前に下記問い合わせ先までご相談ください。

### ＜問合せ先＞

千代田区環境まちづくり部建築指導課構造審査係

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

電話 03-5211-4310（直通）

メール [kenchikushidou@city.chiyoda.lg.jp](mailto:kenchikushidou@city.chiyoda.lg.jp)